5-1 課税状況

(1) 課税状況

(1)		課税状況 区 分								相	続	人	O,)	数		金額											
															外						人 -	外					千	刊 -
取		1	得		貝	け		產	崔		価			額						1	, 284				69	9, 13	35, 48	38
相	続	時	· 籽	青白	算	課	税	遃	i 用] 貝	才 京	産 /	価	額							72				:	2, 12	28, 61	.2
債			彩	5			控			ß	 余			額							644					3, 89	93, 00)4
暦	年	:	課	税	. 5	ने ने	贈	Ŀ	j.	財	産	信	Ш	額							107					67	75, 49	90
課				7	锐				個	ī				格	実					1	, 314				6	8, 04	16, 58	36
					算			出			税			額						1	, 294				,	7, 67	73, 59)3
相	続	. A	兑	額	2		割		t	П	, =	算		額							93					12	26, 45	50
									Ē	+					実					1	, 294					7, 80	00, 04	14
					暦	年	: 1	果	税	分	賏		与	税							17					8	35, 64	ł4
					配				f	禺				者							154					1, 96	67, 03	37
					未			成			年			者							16						4, 92	27
税	額	į į	空	除	障				揨	Ė				者							62					(63, 29	1
					相			次			相			続							32					2	24, 98	34
					外			玉			税			額							-							-
									Ī	†					実						272				:	2, 14	15, 88	33
差				į	3I				秄	ė.				額	実					1	, 137				ļ	5, 65	54, 16	31
相	続	時	精	算	課	税	分	贈	与	税	額	控	除	額							36					13	34, 51	.0
小														計						1	, 133					5, 51	19, 65	51
農		地		等		納		税		猶		予		額							-							-
株		式		等		納		税		猶		予		額							2					18	31, 48	33
Щ		林		等		納		税		猶		予		額							-							-
申	告	納	税	額	納			付			税			額	実					1	, 133				,	5, 37	79, 00)5
					還			付			税			額	実						15					4	10, 83	8
災	害	減	免	法	第	4	条	に	ょ	る	免	除	税	額							-							-
遺	卢	Ē	に	1	系	る		基	礎	<u> </u>	控	除	È	額							341				3	1, 28	30, 00	00

平成24年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成25年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。 調査対象等:

- (注)
- 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。 2 外書は災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

(2) 課	:祝祆沉	の累年比較								
年	分	Î	果税価格	相続税額	税額控除	ห้	納付税額	ì	量付税額	被相続人の数
-	//	相続人の数	金 額	111/01/01/19	りに現れて	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	り入り口がピンペック会人
		人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成 20	年分	1, 315	66, 458, 328	7, 110, 705	1, 835, 078	1, 190	5, 184, 435	6	9, 070	327
平成21	年分	1, 215	64, 599, 020	7, 600, 705	1, 922, 193	1,074	5, 581, 750	15	40, 035	310
平成 22	年分	1, 363	69, 232, 995	7, 088, 828	1, 388, 635	1, 203	5, 577, 159	15	35, 445	349
平成23	年分	1, 238	68, 756, 268	7, 962, 957	2, 014, 103	1,064	5, 905, 779	14	37, 506	336
平成 24	年分	1, 314	68, 046, 586	7, 800, 044	2, 145, 883	1, 133	5, 379, 005	15	40, 838	341

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

(0)	1763	77-10	/1 1 H/	N17L1/N1/L						
ıΉ	₹⁄5	999	Þ	課	兇 価	格	納	付税	額	被相続人
税	務	署	名	相続人の数	金	額	相続人の数	金	額	の数
				人		千円	人		千円	人
那			覇	378]	19, 900, 036	316		1, 391, 391	101
宮	古		島	22		845, 190	18		33, 912	5
石			垣	14		614, 419	13		42, 853	4
北	那		覇	297]	13, 136, 659	256		814, 212	74
名			護	49		2, 258, 726	45		135, 927	13
沖			縄	554	9	31, 291, 556	485		2, 960, 710	144
総			計	1, 314	(68, 046, 586	1, 133		5, 379, 005	341

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

	ア処理の状况 ハ		課	税	価 格		納	付	税額	444	
Z	分	相	続人の数		金 額	相	目続人の数		金 額	傚	相続人の数
	申 告 額		人 1,316		千円 67, 914, 374		人 1,138		千円 5, 378, 662		人 341
	修正申告による増差額		13		133, 703		24		13, 392		10
本年分	更正による増差額		-		-		-		-		-
本 十 刀	更正等による減差額		15		1, 491		22	Δ	13, 048		7
	決 定 額		-		-		_		-		-
	計	実	1, 314		68, 046, 586	実	1, 133		5, 379, 005	実	341
	申 告 額		100		3, 155, 374		89		169, 039		33
	修正申告による増差額		207		1, 893, 877		323		245, 095		99
過年分	更正による増差額		1		1,618		1		504		1
過千万	更正等による減差額		79		963, 050		89	Δ	158, 190		32
	決 定 額		5		84, 508		5		5, 194		4
	計	実	385		4, 169, 091	実	500		261, 642	実	137
	申 告 額		1, 416		71, 069, 748		1, 227		5, 547, 701		374
	修正申告による増差額		220		2, 027, 580		347		258, 487		109
合 計	更正による増差額		1	Δ	1, 618		1		504		1
	更正等による減差額		94	Δ	964, 541		111	Δ	171, 238		39
	決 定 額		5		84, 508		5		5, 194		4
	計	実	1, 699		72, 215, 677	実	1, 633		5, 640, 647	実	478

原等: 「本年分」は平成24年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成25年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。「過年分」は、平成23年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成24年11月1日から平成25年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、平成22年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成24年7月1日から平成25年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

(0)	/JP JT	17L V 7 1							
区		分	過少申告	ら おりょう とうしょ とうしょ とうしょ とうしょ かんしょう おいま とうしょ という とく とく とく かんしょう かいしょう しんしょう しんしょく しんしょく しんしょ しんしょ しんしょ しんしょ しんしょ しん	無申告	加算税	重 加	算 税	
		Ħ	相続人の数 金 額 相続人の数 金 額		相続人の数	金	額		
			人	千円	人	千円	人		千円
本	年	分	_	-	7	569	_		-
過	年	分	203	18, 320	87	15, 133	1		91
合		計	203	18, 320	94	15, 702	1		91

調査対象等:「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5-2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

合	計	341	67	, 914,	374	2, 027, 907	675, 490	5, 378, 662	1, 423
100	IJ	_			-	-	_	-	_
70	II	-			-	-	-	-	-
50	II	-			-	-	-	-	-
30	II	-			-	-	-	-	-
20	II	-			-	-	-	-	-
10	II	2	2	2, 203,	868	94, 431	-	290, 192	19
7	IJ	4	3	3, 273,	674	-	-	497, 084	18
5	IJ	14	8	3, 180,	759	203, 994	162, 492	1, 309, 083	73
3	IJ	26	ę	, 613,	624	114, 841	55, 366	1, 070, 588	120
2	IJ	54	12	2, 958,	026	351, 120	154, 753	1, 031, 652	252
1	億 円 超	194	28	3, 027,	172	850, 598	299, 588	1, 118, 763	830
1	億 円 以 下	47	3	8, 657,		412, 924	3, 291	61, 300	111
課税	田格階級	被相続人の数人	課税	価	格	うち相続時精算課 税 適 用 財 産 価 額 千円	うち暦年課税分贈 与財産価額 千円		法定相続人の数

調査対象等: 平成24年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続 人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成25年10月31日までに提出された「申告書(修正申 告書を除く。)」に基づいて作成した。 (2) 法定相続人員別の被相続人数

(2)	(広)	<u> </u>	貝別の彼相続	八										
課	税	価 格				法	定相系	九 人 員	別被材	相続 人	数			
階	100	価格 級	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	10人超
			のもの人	のもの人	のもの人	のもの人	のもの人	のもの人	のもの人	のもの人	のもの人	のもの人	のもの人	のもの
								人		人	人		人	, ,
1	億	円以了	3	10	12	11	11	-	-	-		-		_
1	億	円 起	3 1	16	20	28	40	39	24	20	4	1	1	-
2		11	1	2	8	4	10	12	6	6	2	2	1	-
3		11	-	1	2	7	6	3	2	1	2	1	-	1
5		11	-	1	-	2	5	1	1	-	2	1	1	-
7		11	-	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-
10		11	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
20		11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30		11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-
50		11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-
70		11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100		11	=	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合	計	5	30	43	53	72	56	34	28	10	5	3	2

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

被相続人数、地		被	相	続	人	の	数	取	得	財	産	価	額
							人						千円
	田 (耕作権及び永小作権を含む。)						8					50	901
土	畑 (耕作権及び永小作権を含む。)						123				4	190), 137
	宅地(借地権を含む。)		308					28, 111, 76					
地	山 林						27					426	5, 153
	その他の土地						209				14	, 535	5, 768
	計	実					330				47	, 314	1, 719
家屋	、 構 築 物						273				3	3, 609	, 235
事 業	機械器具、農耕具、じゅう器、備品						9					8	3, 735
(農業)	商品、製品、半製品、原材料、農産物等						3					27	, 280
業	売 掛 金						3					9	, 181
用 財	その他の財産						15					280	, 486
産	計	実					23					325	5, 681
	特定同族会社の株式及び出資						28				1	, 511	, 428
有	同上以外の株式及び出資						117					668	3, 018
価 証 券	公 債 及 び 社 債						28					545	5, 757
券	投資 · 貸付信託受益証券						30					292	2, 268
	計	実					151				3	3, 017	, 472
現金	、 預 貯 金 等						333				11	, 033	3, 636
家	庭 用 財 産						110					38	3, 776
-	生 命 保 険 金 等						25					968	8, 873
その	退職金及び功労金等						12					301	, 780
他の	立						1						737
財 産	そ の 他						197				2	2, 518	3, 449
	計	実					205				3	3, 789	, 839
合	計	実					336				69	, 129	, 358
相続時料	清算課税適用財産価額						38				2	2, 027	, 907
倩	債 務						295				3	399	, 158
債 務 等	葬 式 費 用						327					519	, 223
47	計	実					328				3	918	, 381
差引	純 資 産 価 額	実					339				67	, 238	8, 884
加算贈与財	産 価 額 / 暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額						41					675	5, 490
課	税 価 格	実					341				67	, 914	, 374

調査対象等: 平成24年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産 を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、 平成25年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。